

老後の年金をもらうためには

年金をもらうための資格とは

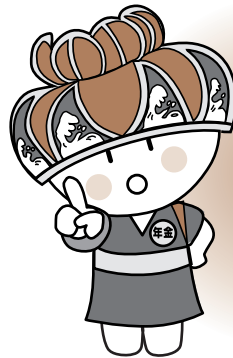
次のいずれかまたは合計で25年以上の期間が必要です。

- ① 国民年金保険料を納めた期間
- ② 国民年金保険料が免除された期間
- ③ 昭和36年4月以後の厚生年金の被保険者期間または共済組合の組合員期間
- ④ 第3号被保険者（厚生年金保険等の加入者に扶養されている20歳以上60未満の配偶者）期間
- ⑤ 任意加入期間
- ⑥ 任意加入できる人が加入しなかった期間（☆カラ期間）

カラ期間とは

- ① 昭和61年3月までに、配偶者が厚生年金等に加わっていて本人が何の年金にも加入していなかった期間。
 - ② 平成3年3月以前に学生であり、国民年金に加入する必要がなかったため任意加入しなかった期間。
 - ③ 昭和36年4月以降に日本国籍のまま海外に在住していた期間など。
- ※詳しくはお問い合わせください。

必要な期間は
25年以上だよ。



この25年の受給資格期間を満たさないと、年金は1円ももらえません！

資格期間をみたしていれば、老齢基礎年金がもらえ、さらに厚生年金等の加入が一ヶ月以上あれば、その分の厚生年金等ももらうことができます。

Q ↓ 25年満たしたら年金は払わなくていいの？

A ↓ いいえ。そんなことはありません。60歳までは加入して年金を支払わないといけません。未納期間があると障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので注意が必要です。

25年なくても
あきらめないで！



加入期間が25年未満でも受給資格期間を満たす場合があります！

☆生年月日が

昭和26年4月1日以前の方

※男性は40歳以降に、女性は35歳以降に、15年から19年以上厚生年金に加入すれば受給資格が得られます。

生年月日	期間
昭和25年4月2日～26年4月1日	19年
昭和24年4月2日～25年4月1日	18年
昭和23年4月2日～24年4月1日	17年
昭和22年4月2日～23年4月1日	16年
～22年4月1日	15年

☆生年月日が

昭和31年4月1日以前の方

※厚生年金（共済年金）の加入期間の合計が20年から24年以上あれば受給資格が得られます。

生年月日	期間
昭和30年4月2日～31年4月1日	24年
昭和29年4月2日～30年4月1日	23年
昭和28年4月2日～29年4月1日	22年
昭和27年4月2日～28年4月1日	21年
～27年4月1日	20年

12月は水曜日を除く平日午後7時まで窓口事務を延長しています（本庁年金課のみ・12月27日（木）まで実施）。受給資格等の相談希望の方はぜひご利用ください。
※相談希望の方は社会保険事務所で記録の確認を行いますので、できるだけ、事前にお電話でご予約ください。（本庁年金課 ☎973-5498）